（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）　第六条第一項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）、第二十条並びに第三十四条第四項及び第五項	農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）　第二十条並びに第三十四条第四項及び第五項
（略）　（略）	（略）　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項及び第七項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

農林水産大臣　宮下　一郎

農薬取締法施行規則の一部を改正する省令

（農薬取締法施行規則の一部改正）

第一条　農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（登録票の交付の経由）	（登録票の交付の経由）
第七条　法第三条第九項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。第十四条第二項第五号において同じ。）の規定による登録票の交付は、センターを経由して行うことができる。	**第七条**　法第三条第九項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。第十四条第二項第五号において同じ。）の規定による登録票の交付は、センターを経由して行うものとする。
（地位を承継した者の届出手続）	（地位を承継した者の届出手続）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第五条第三項の規定による登録票の書替交付及び登録票の交付は、センターを経由して行うことができる。	3　法第五条第三項の規定による登録票の書替交付及び登録票の交付は、センターを経由して行うものとする。
（登録を受けた者の届出手続等）	（登録を受けた者の届出手続等）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　法第六条第二項の規定による登録票の書替交付及び同条第三項の規定による登録票の再交付は、センターを経由して行うことができる。	6　法第六条第二項の規定による登録票の書替交付及び同条第三項の規定による登録票の再交付は、センターを経由して行うものとする。